

江戸へ御法事首尾能く相濟候趣、言上の飛脚を遣候相談有之處、直玄も其座に居けるに、織部・大學帶刀ながら、七郎兵衛が左右にむすど直り、其方は拙者共組の者共を昨日叱り、御厚恩を忘れたるかなど、雜言被申候由、其者共は其方の威勢に憚り一言も不言、拙子共へ相斷候故、様子一々承届候。悉皆其方の無理也。乍然此事を言上致間敷哉、致言上ならば拙子共よりも可致言上と云。直玄云ふ、それは當座の事にて指て根を籠たる事にも非ず。言上は不致事也と云。其時兩人年寄中へ向ひ、各御聞置可被下候。此上に七郎兵衛致言上候は、弓矢八幡男はさせまじく候と云。安房致申けるは、か様に被申候うへは、何しに言上可有之哉と挨拶にて事濟ぬ。當時信齋の弟にて、しかも大横目にて威權甚重し。然るに兩人器量有之者共也。話

一、横山長知、陽廣公の講談御聞を止む
陽廣公の御入部の年、何某と云者に經書の講談を御聞可被遊との事也。横山城州長知云。當時御心に可被掛事は御政務也。尤此事は安房守致と某、兩人いたし相誘申事なれば、御前は御隙の事なれども、御隙ゆる講談御聞と風聞候

之子。その未學して政務を執行はるゝは、却て其身の害になればかくは宜ふ。子路曰。有民人焉。有社稷焉。何必讀書然後爲學。と被申候。自ら其過を不知して却てか様の言葉被申出ければ、孔子曰。是故惡夫佞者。孔子その非は辨じ給はず、特にその佞を憎み給ふ。子路の本意は如此の筈に非ざれども、理屈し詞窮して口辯を以て如此の誤に至りぬ。城州の本意も、君を愛するの心より出れば、邪心には非ざれども、不學無術ゆる君を導て聖賢の事業に勸むる事不能して、却て罪を聖賢の大道に得と云べし。

一、日本の竹島、朝鮮へ奪はるゝ事

元祿年中因州へ隸屬せし竹島、朝鮮國へ被奪取候本末。此竹島元は隱岐州へ屬候小島にて、方一里許も有之。冬月は人難住候に付、四五月の頃より八月頃迄渡海し、鰻魚ウツリヤウダウを捕て鬚斗鰻等に製し、隱岐の鰻とて名産とす。島に大竹影數繁盛す。渡海の人必先づ其竹を斬て、四方の海中へ浸し置ぬれば、暑熱を苦む鰻魚悉く竹竿に附貼するを、引揚々々て捕て製造すと云。如何様の仔細に候哉、此島をば東照神祖

ては惡敷候。先づ當年は御指止被遊可然存候。御鷹野には折々御出可然事也と申上候故、講釋の儀は止けると也。同上
愚評。人君の學は、書生文章の學とは其體不同、政務、治法皆學問の事業に著るゝ者也。兩段の事に非ず。然ども本末緩急の分ちは不可不知。先づ聖賢の前言往行を學知して、心に明にし身に體し、其中より施行は、政務、治法皆其則を得て、家齊ひ國治るべし。近世の吏人、俗士、儒學といふものは、只文詞、詩歌の藝と思ひ、城州の見識の如きもの往々皆是也。雖然是皆其師儒たるもの、學問の筋を失ふが致す所也。聖賢の事業日用彝倫は外の事にし、故事、來歴を記憶し、文章、詩句の末をのみ學問とし、日を費し夜を守る。誠に無用の辨、不急の察ならん而已。彼の國家に志しある大臣等、如此の學問を見聞し、城州の如く思へるも亦宜なる哉。城州の罪には非ず、師儒の罪とすべし。當時講談の士、何人といふ事を不知といへども、恐くは詞章の徒に不可過、悲哉。むかし孔門の高弟子路、子羔といふ人わか、氣質美にして未學けるを以て、費の宰とせられけり。孔子聞て曰。賊夫人

の御朱章を以て、因幡侯池田吉泰の邦内に所住の商人大屋藤兵衛・村川市兵衛といふ者、數代拜領し、每歲右の趣にし己れが家業とし竹島を領せり。大屋村川兩人は、侯の家老尾尾里馬が預りの、彼等の州米子城下に在住す。米子より竹島へ渡海す。朝鮮甚近し。然に元祿某年例の通令渡海候處、朝鮮人多く來りて田獵せり。大屋・村川の輩、朝鮮の者共を悉く追拂ひ、其夏は例の通り業作し罷歸ぬ。其翌年令渡海候處、先達朝鮮人多く聚り居て、互に鬭諍に及び終に難住候に付、其内朝鮮の者兩輩捕之、鳥取城下へ引來り、始終の儀訴之。其段江都へ言上有之、島主願も相達しけり。然處如何様に朝議有之候哉、大屋・村川が所持の御朱印御取上、朝鮮の囚二員は長崎奉行所へ可相送の旨にて、鳥取より長崎へ相送候。自此以來永く朝鮮の領島と成候。此時竹島鬭諍の事を、自朝鮮對州迄申來候趣は、朝鮮の所領齋梁島へウツリヤウダウ文字備に不記妄に日本人往來し鬭諍に及候に付、死傷も互に有之候。以來齋梁島へ渡海無之様に可申付の旨、書簡を以て申送候。此儀江戸へ相達候所、聊の詰問も無之、何の手も無之、御朱印御取上に候故、朝鮮の領分に罷成候。其節朝鮮の朝議には、竹島の儀、元來日本の領地無紛事に候へば、只竹島